

●電気

- * 電力自由化
電力自由化により、好きな電力会社と契約ができます。
- * 地域の電力会社
中部電力(株)木曾福島営業所 木曾町福島6200-4
0120-984-532

●ガス

- キッチンやお風呂・暖房等でガスを使用される場合、LPガスの契約が必要です。都市ガスのコンロは使えない場合があります。また、LPガスは空気より重いのでガス警報器は床から30cm以内に設置します。警報器用のコンセントを抜かないようご注意ください。
- 木曾エルピーガス事業協同組合 22-2643
- * 上松町内のガス店
 - ・上松プロパン販売所 52-2519
 - ・エマ商会(株)駅前店 52-2385

●テレビ・インターネット・電話

- 好きな会社と契約ができます。
- * 木曾広域ケーブルテレビ
木曾地域高度情報化整備事業

内容	金額/月
基本契約 ケーブルテレビ基本使用料	1,670円
オプション インターネット接続	1M 1,250円
	15M 3,560円
※(事業所のみ)	30M 3,980円
	300M 4,080円
	1G 4,400円
追加 グローバルIPアドレス(1個のみ)	220円
ホームページ容量追加(10M単位)	220円
050IP電話 (音声告知端末が必要) 基本料	550円
通話料	従量分

※加入する場合は加入料・設置工事費が別途必要です。
 申込・問合せ 木曾広域情報センター 21-2212
 危機管理課危機管理係 52-4902

●上松町コミュニティバス

倉本線(倉本・バス回転場所~木曾町・本町)
 町内線(芦島線、吉野・焼笹線)
 ※時刻表は役場にあります。

* 運賃

	大人(中学生以上)	小学生	未就学児
全区間	200円	100円	無料

* 回数券・定期券の販売

回数券販売窓口：上松町役場、駅前観光案内所、ひのきの里総合文化センター、木曾福島駅前バス発券所、上松町公民館、バス車内(100円券のみ)

定期券販売窓口：上松町役場

* 乗継乗車券

路線から路線への乗継について、1回の乗車につき当日1度に限り、新たに乗車する際乗車料を必要としない乗車が出来ます。降車の際乗務員にお申し出ください。

* 減免利用乗車証：半額減免

以下の項目に該当する方は、減免利用乗車証の交付により乗車料金が半額減免となります。

- ①要支援、要介護認定を受けている方と、その介護者。
- ②身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方と、その介護者。
- ③生活保護を受けている方。

希望される方は、顔写真(縦3.5cm、横2.5cm)をご持参の上、役場住民福祉課までお越しください。

* 上松すくすくフリーパス：全額減免

町内に住所を有する児童・生徒に教育委員会事務局を通じて「すくすくフリーパス」を交付。※通学利用は教育委員会事務局が認めた児童・生徒です。

* くわちゃんバス

大桑村のくわちゃんバスは、上松町内間の乗車200円、町外までの乗車400円(大人料金)で利用できます。(※小学生は大人料金の半額、未就学児無料)

お問合せ 住民福祉課生活環境係 52-4802

* 赤沢自然休養林行きのバスは、別途運行されます。

お問合せ 上松町観光協会 52-1133

◇関連する補助制度

* コミュニティ交通タクシー利用補助

* 上松町運転免許証自主返納支援事業

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

し尿の汲み取り

* 汲み取りの依頼

お住まいが下水道未接続の方や、下水道共用エリア外で浄化槽の設置が無い方は、し尿の汲み取りを定期的におこなってください。汲み取りの依頼は、下記事業者まで直接申し込みをお願いします。

- ・有限会社 環境サービス 52-2587



●上下水道

◇水道を使い始める時、使用を中止するとき

新しく家を立てるとき、今ある水道配管などを改造するとき、転入や転居などで使われていない水道を使い始めるときや水道の所有者が変わるとき(名義の変更)、今までお使いになっていた水道の使用を中止するときは、事前に建設水道課で手続きをしてください。

◇下水道の接続工事をするとき

町の指定工事店の中から見積りをとって、工事店を決めます。工事店と、便器の機種など詳しい打ち合わせを進めます。指定工事店の一覧をご参照下さい。

施工を決めた工事店で設計書を作成してもらい、内容を確認して町へ「計画確認申請書」を提出します(工事店が代行)。町は申請内容について審査します。町から指定工事店へ施工許可が届くと、いよいよ着工です。計画確認書は大切に保管して下さい。工事が終わったら、施工業者は5日以内に完了届を町に提出します。町で検査を行い、合格すると「検査済証書」を交付します。工事代金は、町の検査が終了してから支払います。「公共下水道開始届」を町に提出して、下水道が使用できるようになります。

下水道計画区域のエリア確認・浄化槽設置補助金交付についてのお問い合わせは建設水道課までお願いします。

●上下水道料金の納入

*上下水道料金の納期限

翌日の10日前後(休日の場合はその翌日)が納期限となります。諸事情により期限までにお支払いができない場合は、ご相談ください。3ヵ月以上未納の場合には停水させていただきますことでもありますので、ご注意ください。

※カード払いの取扱いはありません。

*便利な口座振替をご利用ください

忘れてしまうことがなくお支払ができます。納期限の月の15日に振替を行い、25日に再振替をしています。(休日の場合はその翌日)

希望される場合は、役場会計窓口「口座振替依頼書」がありますのでご利用ください。公共交通機関等の利用が困難な場合は、ご連絡ください。

対象金融機関

- ・八十二銀行各支店
- ・JA木曽各支所
- ・ゆうちょ銀行
- ・長野銀行各支店
- ・松本信用金庫各支店
- ・長野県労働金庫各支店

◇こんなときはご連絡ください

- ・漏水を発見したとき
- ・引越しをされる時
- ・長期間使用しないとき
- ・所有者が変更される時

◇水道料金

料金区分	使用水量	金額(税込)
基本料金	10m ³ まで	1,991円
超過料金 (1m ³ あたり)	11m ³ から20m ³ まで	177円加算
	21m ³ から40m ³ まで	202円加算
	41m ³ から60m ³ まで	244円加算
	61m ³ 以上	261円加算

◇下水道料金

下水道使用料金は、水道の使用量を排出量とみなして1ヶ月ごとに水道料金と一緒に支払いただきます。

料金区分	使用水量	金額(税込)
基本料金	10m ³ まで	1,897円
超過料金 (1m ³ あたり)	11m ³ から20m ³ まで	183円加算
	21m ³ から40m ³ まで	209円加算
	41m ³ から60m ³ まで	234円加算
	61m ³ 以上	247円加算

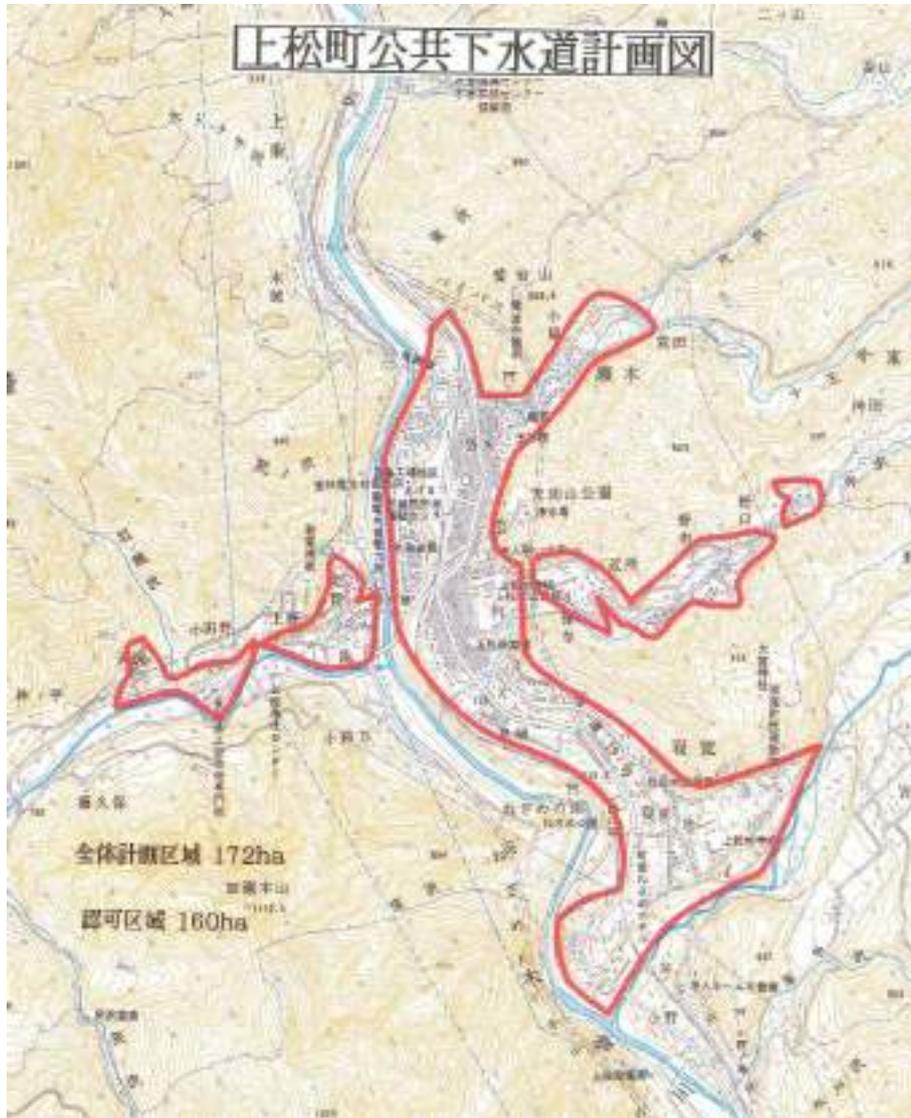
参考：一般家庭の料金表(1ヶ月・消費税含)

※検針日は必ず同日ではありませんのでご了承ください。

	<p>水道の通水と停水について</p> <p>転勤・転居などで1ヶ月以上留守にする場合は、停水手続きをお願いします。届出が無い場合、基本料金がかかります。</p>
	<p>消火栓の使用について</p> <p>地区等で利用する場合(災害等緊急時を除く)は日程調整をしていますので事前にご連絡をお願いします。</p>
	<p>水道工事について</p> <p>家庭内の水道工事について、新設・改造・ボイラー等の取り付けは、上松町指定の水道工事店でお願いします。指定工事店一覧をご覧ください。</p>
	<p>漏水の確認方法について</p> <p>①蛇口を全てしめます。 ②外のメーターボックスの中のメーター器確認。 ・マーク点滅⇒漏水しています。 ・常時点灯か消灯⇒漏水していません。</p>

●我が家は、下水道に接続できますか？

上松町では下記の地区内を計画区域としています。
加入接続のお申込み、ご自宅が共用エリア内か否かのご確認・お問い合わせ等は、上下水道係までお願いします。



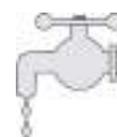
◇受益者負担金

都市計画法第75条の規定により、町が都市計画事業として施行する公共水道事業に要する費用の一部に充てるため、受益者負担金を徴収することが定められています
※負担金は一括で徴収するものとされていますが、受益者が分割の申し出をしたときは5年を限度として分割納入することができます。

◇関連のある補助制度

- *浄化槽設置事業補助金
 - *上松町住宅リフォーム補助金
- ※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

負担区	上松処理区（計画区域内）
負担金の額	一般家庭 1 単位当たり 235,000円



※下水道接続・合併浄化槽設置をお願いします。

●ごみの収集について

上松町では地区ごとにごみ収集日が決まっています。ごみを出す際はご自分の地区を確認し、当日に朝8時までに出すようにしましょう。※ゴミ出しの手引き参照

- * 地区ごとのごみ収集カレンダーが役場にあります。
- * 近隣の方や、地区駐在員さんや組長さんから収集場所を教えてください。(ごみステーションの無い地区があります。) 駐在員さんについては役場までお問い合わせください。

◇指定ゴミ袋の販売

郡内のスーパー・コンビニ・商店で販売しています。

◇リサイクルセンターについて

見帰「こまくさワークセンター」北側に上松町のリサイクルセンターを開設しています。上松町民ならどなたでもご利用いただけます。その他に木曽クリーンセンターで開設しているリサイクルストックヤードもご利用いただけます。持ち込める品目は「リサイクルとごみの出し方手引き」をご確認ください。決まりを守り、きれいに気持ちよく利用しましょう。

なお、木曽町のリサイクル広場はご利用できませんのでご注意ください。

◇木曽クリーンセンターへの持ち込み

ごみの種類、大きさに関わらず一律130円/10kg

※10kg未満でも料金がかかります。

可燃ごみ 月～金 9～12時 13時～16時30分
不燃ごみ 月火木金 9～12時 13時～16時30分
木曽クリーンセンター 電話24-3131



●ごみの焼却は禁止されています

家庭ごみやプラスチック類などを燃やすことは法律で禁止されています。家庭ごみは燃やさずに町のごみ収集に出してください。

◇こんな焼却炉でごみを燃やしていませんか？

ブロックを積んだだけのもの、ドラム缶や一斗缶、法律に適合しない簡易な焼却炉(法律に適合する焼却炉は下記参照)その他、地面の上で直接燃やす行為や穴を掘って燃やす行為なども禁止されています。

法律に適合する焼却炉とは・・・

- ・ 投入口が二重扉構造になっている
 - ・ バーナーを備え800度以上で廃棄物を焼却できる
 - ・ 通風設備がある
 - ・ 焼却温度を測定できる温度計を備えている
- などの基準を満たすもの

※ただし例外として認められているものもありますが、その場合も風の強い日には行わず、水を必ず用意しその場から離れないようにしてください。

また、事前に木曽消防署(22-0119)もしくは上松町役場(52-2001)に連絡をしてください。

●犬の飼育について

*犬を飼うためには

法令により生後91日以上の犬を飼うには、生涯1回の登録が義務づけられています。役場にて登録手続きをしてください。

*狂犬病予防注射

飼い犬は法令により年1回狂犬病予防注射を受ける義務があります。上松町では年2回春と秋に集合注射を行っております。また動物病院で予防注射をした場合は、動物病院より受け取った狂犬病予防注射済証を役場まで持ってきていただき注射済票交付手続きをしてください。

*犬の転入・転出

飼い犬を他市町村から連れてくる際は、犬の転入手続きが必要となります。「犬の登録事項変更届」に必要事項を記入し、役場までご提出ください。転入手続には登録市町村で交付された鑑札が必要です。無くされた場合は役場までご相談ください。

飼い犬を他市町村へ連れて行くときは、転出先に町で交付した鑑札を提出してください。

*登録事項変更

飼い主や住所が変わったときは、「犬の登録事項変更届」を役場までご提出ください。

*犬の死亡

犬の死亡届を役場までご提出ください。

*犬を飼えなくなったとき

木曽保健所(25-2235)までご連絡ください。

*料金表

登録料	3,000円
狂犬病予防注射料	3,050円
注射済票交付手数料	550円

●野良猫に餌を与えないでください

野良猫に餌を与えると猫が集まるようになり、周辺で糞尿をする、ゴミを荒らすなど、近隣の方に迷惑をかけてしまいます。また、人から餌をもらった野良猫は栄養状態が良くなるため、多くの子猫を産み育ててしまい、野良猫が増える原因にもなります。

野良猫に餌を与えないようにご協力ください。

●飼い猫について

*猫を飼うときは

迷子になった時の為に、首輪と飼い主の連絡先が分かるものを付けるようにお願いします。

*上松町猫繁殖制限手術補助金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



●町営住宅について

町営住宅は、町が運営管理する賃貸住宅です。それぞれに入居条件が定められており、基準を満たした世帯が入居できます。入居者の募集は町の広報紙や町ホームページに掲載します。

※転居する際は、畳・障子・ふすまを交換する費用が必要です。

お申込み・お問い合わせ

総務課管財住宅係 52-4801



●空き家バンクについて

町では、空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、町ホームページなどで公開することにより、上松町に居住する方の住宅確保を支援する「空き家バンク」を運用しています。

内覧など、所有者への取次ぎを希望する場合は、利用者登録が必要になります。（物件情報の閲覧は、登録不要です。）また、町内に所有する空き家の物件登録も、随時受付しています。

◇関連のある補助制度

*上松町空き家片付け・改修促進補助金

*上松町空き家解体促進補助金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

お申込み・お問い合わせ

企画財政課企画政策係 52-4901

◇住宅の新築・リフォーム・解体に関する補助制度

- *上松町木造住宅新築等補助金
- *上松町木造住宅新築等建築用木曽ヒノキ材提供事業
- *無料耐震診断・既存住宅耐震補強補助金
- *上松町住宅リフォーム補助金
- *上松町太陽光発電システム等設置補助金
- *高齢者・障害者にやさしい住宅改良促進事業
- *上松町空き家解体促進補助金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



冬の生活について

●寒さ対策について

上松町は豪雪地ではありませんが、冷え込みの厳しい地域です。水道管の凍結防止のため、外水栓については水抜きをし、家屋内の水栓については不凍電熱線のコンセントをさし通電させます。期間の目安は外気温が一桁になる11月下旬頃から3月下旬くらいです。忘れると水道管が凍結し破裂します。修理に時間と費用が掛かりますのでご注意ください。サーモスタットのコンセントを間に挟むことで節電と差し込み忘れ防止効果があるようです。

冬は暖房費を含め多少の電気代が増えますが、夏は夜にエアコンを使う日が少なく節電になります。

同じ期間には道路の凍結も予想されるので、車はスタッドレスタイヤへ交換をしてください。ワイパーのウォッシャー液は寒冷地用をいれると良さそうです。屋根の無い駐車場では霜により窓ガラス等が凍結するので早めに暖気をするなどして、融かす時間が必要です。

家の周りは降雪の際、雪かき等を使い除雪の必要があるので、道具の準備が必要です。靴はかかとの低い溝の深いブーツや長靴があると滑りにくく安心です。

